

答 申 第 1 7 3 号
平成16年 9月28日

千葉県知事
堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成9年6月9日付け環調第140号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成9年5月8日付けで異議申立人から提起された平成9年3月11日付け環調第618号の1から9までで行った公文書非公開決定等に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした情報を公開すべきである。

第2 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立人が行ったそれぞれの異議申立ての趣旨は、実施機関が平成9年3月11日付け環調第618号の1から5までにより行った公文書非公開決定及び同日付け環調第618号の6から9までにより行った公文書部分公開決定（以下合わせて「本件決定」という。）の取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 旧千葉県公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第11条第7号該当性について

ア 旧条例が意思形成過程の情報について行政に非公開とする余地を与えていたとしても、それは一般的な規定としてすべてに無制限に適用されるべきではなく、個々の場合ごとに県民の利益を守る必要性から正当な理由があるかどうか判断されなければならない。

イ 千葉県環境影響評価審査会（以下「環境影響評価審査会」という。）に提出された資料は、純粋に科学的見地に立った立場から環境影響評価審査会が必要であるとして事業者に提出を求めたものであり、また住民は環境影響評価審査会がどのような審査の過程を通じて事業計画の予測評価を行ったかを知ることによって初めてその結論を納得することができる。

ウ 実施機関は、修正前の資料が公開されると混乱が生じるとしているが、どのような審査を通じて、最初に提出された資料が改められたかは、住民にとって貴重な情報となり得るものであり、また環境影響評価審査会の審査の過程の議論はすべて科学的見地に立った議論であるので、今後の意思形成過程に著しい支障を生ずるとする考え方は適切でない。

(2) 旧条例第11条第3号該当性について

実施機関は、計画路線予定区域内の工場・事業場に係る資料については、使用薬品名等生産技術情報が記載されているので、旧条例第11条第3号に該当するとしているが、使用薬品名等は、たまたま外かん道路に伴う環境影響評価として明らかになった事柄である。本来こうした危険物あるいは住民の健康に影響を与える可能性のある薬品については、住民が自らの健康を守るために知る権利のある事柄であり、企業の利益追求は、付近住民の健康や安全を保障することを前提に認められるべきであるので、旧条例の趣旨もその範囲の事業者の利益を守るものと考えべきことは当然である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書について

本件文書は、平成9年2月25日付けの公文書公開請求に応じて特定された環境影響評価審査会において事業予定者（以下「事業者」という。）又は都市計画部局から提出された資料（東京外かく環状道路（松戸市～市川市）の審査案件に係るもの）である。

2 旧条例第11条第7号該当性について

- (1) 平成8年5月17日開催の環境影響評価審査会第2回自然環境分科会（別紙1の整理番号8の請求に係るもの）若しくは同月27日開催の環境影響評価審査会第2回公害分科会（別紙1の整理番号9の請求に係るもの）又は同年7月19日開催の環境影響評価審査会（請求対象外）において、それ以前に開催された環境影響評価審査会に提出された資料を修正整理したものを再提出していることから、修正前のものを公開することによる混乱防止等のため、国（建設省）が非公開を希望している。
- (2) また、本件請求の対象文書には他機関の未公開資料が含まれており、これを公開すると、他機関との信頼関係等を損なうことから、国（建設省）が非公開を希望している。
- (3) このような理由から国（建設省）が非公開を希望している資料を公開すると、国との協力関係又は信頼関係が損なわれ、今後の環境影響評価審査会における同種の審査に必要な協力等が得られなくなるおそれがあり、今後の環境評価審査会の意思形成に著しい支障が生ずると認められる。

2 旧条例第11条第3号該当性について

対象文書である会議資料のうち、計画路線予定区域内の工場・事業場に係る資料については、使用薬品名等生産技術情報が記載されており、これを公開することにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与える。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件決定について

- (1) 本件請求は、平成8年2月2日から6月21日までの間に開催された環境影響評価審査会又はその分科会において、事業者である建設省（現国土交通省）又は都市計画部局から提出された資料の公開を求めるものであって、各開催日ごとに9枚の公開請求書によって行われたものである。
- (2) これに対して実施機関は、それぞれの公開請求に応じて、本件決定として非公開又は部分公開を内容とした9件の決定を行った。この公開請求及び公開決定の内容は、別紙1のとおりであり、対象公文書及び非公開とされた情報は別紙2のとおりである。

2 旧条例第11条第7号該当性について

実施機関は、本件文書を公開すると国との協力関係又は信頼関係が損なわれ今後の環境影響評価審査会における同種の審査に必要な協力等が得られなくなり、審査の意思形成に著しい支障が生ずると説明する。

この理由による本号の該当性を検討するに当たって、まず環境影響評価制度や本件請求の時期などの前提事実を確認した上、具体的な検討を行うものとする。

(1) 環境影響評価制度について

環境影響評価は、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見も取り入れつつ、その事業の実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための手続であり、現在は環境影響評価法又は千葉県環境影響評価条例に基づいて制度が運用されている。

本件文書は、いずれも平成11年6月の環境影響評価法の施行以前の資料であるが、本県では、当時既に千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱（以下「要綱」という。）や昭和59年8月の閣議決定「環境

影響評価の実施について」に基づき環境影響評価制度が運用されていたものである。

(2) 国（建設省）の立場について

本件の環境影響評価における対象事業は、東京外かく環状道路（松戸市～市川市）であり、国（建設省）は事業者の立場にあるものである。要綱によれば、環境影響評価に際して、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）や環境影響評価書（以下「評価書」という。）などを作成し、知事に提出することは、原則として事業者の責務とされているが、本件においては、都市計画に定められた都市施設に係る事業であることから、要綱第26条による特例として、準備書や評価書の作成は事業者に代わって都市計画を定める者としての知事が行うこととされている。事業者はこれに対し、調査の実施や資料の提出等に応じる責務を有するものである。

また、要綱第30条により、知事は国等が事業者である場合には、あらかじめ要綱に規定する手続の実施について協力を要請するとともに必要な調整をすることが定められている。

(3) 環境影響評価における手続について

要綱による環境評価に関する手続の主なものは次のとおりである。

ア 事業者は、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査等を行った上、その影響の内容や環境保全のための措置の内容を記載した準備書を知事に提出する。

イ 知事は当該準備書の写しを30日間一般の縦覧に供するとともに、準備書に係る説明会を開催する。

ウ 事業者は、準備書に対する関係住民からの意見に対し、見解書を作成し15日間一般の縦覧に供する。

エ 知事は準備書に対する意見を述べるため、必要に応じて関係住民から意見を聞くため公聴会を開催する。

オ 知事は、準備書に対する意見を述べるため、環境影響評価審査会に諮問し、答申を受ける。

カ 事業者は、知事の意見を受けて準備書の記載事項について、必要に応じて変更を加え、評価書を知事に提出する。

キ 知事は、評価書を審査の上、評価書の写しを15日間一般の縦覧に供する。

なお、本件においては、都市計画に定められた都市施設に係る事業であることから、ア、ウ及びカの事務は、都市計画を定める者としての知

事が行っており、事業実施のための都市計画の変更手続と併せて行われている。

(4) 本件文書の位置付け及び本件請求の時期

本件文書は、上記(3)のオの手続により諮問を受けた環境影響評価審査会において、審査の対象として事業者である国（建設省）が提出した資料であり、各委員は、この資料を基に環境保全に係る技術的事項について専門的な立場から検討し、種々の環境保全措置、事業計画の変更等について提案するものである。

そして、本件請求が行われた平成9年2月25日の時点では、上記(3)の全ての手続が完了しており、都市計画に定められた都市施設に係る事業について必要となる都市計画の変更も、これらの手続の完了と同時に決定され告示が行われていることが確認された。

(5) 具体的な検討

以上(1)から(4)に述べた状況を総合的に勘案して、以下に具体的な検討を行う。

ア 本件文書を公開することによる誤解や混乱について

実施機関は、再提出された資料の修正前のものが公開された場合に混乱が生ずるので、その混乱防止のために非公開とする必要があると説明する。

しかしながら、これらの資料は環境影響評価審査会での審査手続において、すでに公告縦覧されている準備書について、技術的事項について専門的な立場から検討を加えるために提出されるものであって、環境影響評価審査会の指摘によって、修正されることは通常予定される事項であると考えられる。

また、これらの検討により修正が加えられた最終的な評価書が公告縦覧されており、さらに都市計画についても変更決定が終了し告示されていることから、修正前の資料が公開されたとしても、それが最終的に確定した資料でないことは容易に推知されることであり、この資料が最終的な資料であると誤認され、混乱が発生するおそれがあるとは認められない。

イ 国や関係機関の協力・信頼関係が損なわれるおそれについて

本件の事業に係る評価書の作成等は、都市計画を定める者としての知事が行ったものであるが、事業者である国（建設省）には、調査の実施や資料の提供に応じる責務があり、その関係から本件文書を提出したものであると認められる。

本件のように、都市計画に定められた都市施設に係る事業について、都市計画を定める知事自らが評価書の作成等を行うことは、環境影響評価が都市計画の観点を含めた、総合的な検討が必要なためのものであると考えられるが、環境影響評価の手續における事業者としての国（建設省）の責務は軽減されるものではない。

さらに公共事業として行われる事業の性格を考えれば、事業者としての国（建設省）は、おのずと環境影響評価手續が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境の負荷をできる限り回避し、又は低減することなどに努める責務を有しているのであって、本件文書を公開することによって、国との信頼関係が損なわれ、以後の協力が得られなくなるとする実施機関の説明には合理性がない。

また、他の関係機関の資料が含まれていることについても、関係機関が建設省内他機関、道路公団、周辺市町村などであることから、同種の公共事業において事業者となる立場にあるものであり、本来的にそれぞれ本件の事業者である国（建設省）と同様の責務を負うべきものである。したがって、本件文書が公開されたことを理由として以後の協力が得られなくなるとの説明には合理性がない。

ウ 事務事業に係る意思形成に支障が生ずるその他のおそれについて

上記ア及びイに検討したもののほかに、意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるかについて検討すると、上記(4)に述べたとおり、本件請求があった時点では評価書等の内容が確定し、また都市計画の変更決定が行われ公告縦覧等の手續が終了していたのであるから、本件環境影響評価に係る意思形成に支障が生じる余地はない。

さらに、将来の同種の事務事業に係る意思形成に対する支障についても、準備書や評価書が一定の技術的指針に従って作成される技術的な性格を有し、公表されることが本来的に予定されているものであることから、本件環境影響評価に係る意思形成が完了した後に、各文書の成案前の案や関連資料が公開されたとしても、将来の事務事業に著しい支障があるとまではいえない。

以上アからウまでに検討したとおり、本件文書を公開することによって当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるとは認められず、本件文書は本号に該当しない。

3 旧条例第11条第3号該当性について

実施機関は、計画路線予定区域内の工場・事業場に係る資料の一部に記載された使用薬品名等を生産技術情報であるとして、公開することにより、

当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えることを理由に非公開としているので以下検討する。

実施機関が非公開とした薬品名には、個別・固有の薬品名ではなく、薬品の総称として使用されているものがあり、特定の事業所がこれらの総称で表記された薬品を使用しているという情報が、当該法人等の生産技術情報であるとする実施機関の説明には合理性がない。

また、薬品名の中には、人の健康や自然環境への影響がある化学物質であるとされている薬品があるが、その薬品が使用される場面は多種多様な事業において想定されるものであり、その薬品を使用しているという情報が、生産技術に関するノウハウとして、保護されるべき情報であるということとはできない。

いずれの場合にあっても、これらの薬品が生産工程のどの場面で使用され、どのような方法で処理されているかなどの詳細な情報が記載されているわけではなく、実施機関が非公開とした部分は、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるものとは認められない。

なお、現在では、平成12年から施行された特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律により、特定の化学物質については、各事業者が、排出量・移動量について主務大臣に届け出ることが義務付けられているうえ、その届出事項に係る情報について開示請求が認められ、主務大臣にその開示義務が課されているところである。

以上のとおり、実施機関が非公開とした情報は本号本文に該当しないものと認められる。

4 結論

以上のとおり、実施機関が本件決定で非公開とした情報は、旧条例第11条第7号及び旧条例第11条第3号に該当しないと判断されるので、実施機関は非公開とした情報を公開すべきである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
9. 6. 9	諮問書の受理
9. 7. 18	実施機関の理由説明書の受理
9. 9. 1	異議申立人の意見書の受理
10. 3. 25	審議
10. 10. 27	審議 実施機関から非公開理由の聴取
16. 6. 24	審議
16. 9. 13	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学教授	
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成16年9月13日現在)